

「福祉」と哲学の接点——倫理としての「福祉」

藤谷 秀

(山梨県立大学)

私の報告では、「福祉」という観念や実践がはらんでいると思われる哲学的問題について、とくに倫理的視点から、若干の問題提起を行いたい。

「福祉」という語は、**social welfare** の訳語「社会『福祉』」として作られ（日本国憲法 25 条）、戦後日本の社会政策において使われるようになり、一般に普及してきた語である。そのため、社会政策的・法的枠組み（福祉六法ないし八法と関連法規など）が、「福祉」という語の意味を規定してきた。「福祉」の対象とされているのは、「生計困難者」「児童」「老人」「障害者」「母子家庭・寡婦」など、「自立生活」が困難な人たちであり（もちろんこの「自立」はイデオロギー的観念であるが）、「福祉」とは、こうした人たちの「健康」で「自立」した生活が可能となるための「サービス」を提供する事業（あるいは「サービス提供」というとらえ方に対抗するなら「社会的支援」とされる（この「サービス」を誰がどのように提供すべきなのかは周知のように今日の重要な争点である））。

さて、こうした人たちが「最低限度の健康で文化的な生活」を営めるように「サービスを提供する」ないし「社会的に支援する」ことが「福祉」だとすると、その理由は何であれ、「福祉」を（少なくとも表立って）全否定する人、つまり「自立生活」が困難な人たちを社会的に支援する必要などないと主張する人はほとんどいない。それゆえ「福祉の否定」を公約に掲げるような主要な政党はない。こうした中で、「福祉」を思想として語るとはどのようなことであろうか。あるいは、どのような意味で可能であり、どのように語るべきなのか。本報告で「福祉」と哲学の接点について考えることが、この「福祉思想の可能性」という問いかけに答えるものかどうか心もとないが、考えるべき問題の一端にでもふれているとすれば幸いである。

以下、「福祉」が、一方でその対象となる人たち、他方でその人たちに対する支援という社会的活動によって成り立っているからには、その両面にかかわって、とくに次の二点について問題を提起したい。

1 「人間」のパラドクス

「福祉」の対象とされる「生計困難者」「児童」「老人」「障害者」「母子家庭・寡婦」などについて、こう言われる。「生計困難者」とか「障害者」などとされる以前に、「彼女／彼ら」も「私たち」と同じ一人の「人間」である。そして、誰もが「人間として生きる権利」があるのだから、「彼女／彼ら」が「人間らしい」生活を営めるよう、「私たち」（わけでも国家）は支援しなければならない。IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)は、ソーシャルワークの基盤となる原理を「人権と社会正義」と規定している。このような思想を主導している観念は、「人間」、言うまでもなく近代の発明品（フーコー）としての「人間」で

ある。同時にそれは、「人間」という観念をめぐる困難な点、すなわち「人間らしさ」を奪われている人たちこそが「人間」だという一種のパラドクスを示している—少し誇張した言い方をすれば「人間とは人間とみなされない（人間扱いされない）人のことである」。このパラドクスは、歴史的社会的に作り出されたものであり、したがって概念的操作によって解かれるようなものではなく、実践的に克服されるはずのものであろう。この点にかかわっては、次の二つの問題を検討したい。第一は、「人間とは何か」という本質主義的な問いではなく、「人間とは誰か」と問うことが重要ではないか、という問題である。この場合、「人間」は、一つの実体ではなく、それ自体が（「誰」という人称的次元のもとにある）関係として理解されることになるだろう。第二は、社会に生きる権利の承認と保障、したがって「権利をもつ権利」が、「人間であること」を構成するのではないかという問題である。そしてその権利は、法的な権利以前の倫理的なものであろう。というのもそれは、無条件的なもの（カント的に言えば定言的）であるはずのものだからである。

2 当事者の「声」のパラドクス

「人間」であることが権利であり、社会に生きる権利・権利をもつ権利であるとするなら、「福祉」の対象とされる人たち（当事者）が、対象や客体などではなく、（権利）主体となるのでなければならないだろう。この問題は、福祉実践の場面で問題とされる、パターンナリズムの克服という問題と接続している。「福祉」の対象とすることで、その人たちの主体性を奪ってきたパターンナリズムに対置されるのは、自律という意味での自己決定であり当事者主権である。しかし、パターンナリズム克服の意義を十分ふまえたうえでのことだが、パターンナリズムと当事者主権を単純に対置することは、困難をはらむのではないか。パターンナリズムを完全に克服する途は、当事者自身が「声」を上げることしかなくなるからである。しかし、「声」を上げることができない（あるいは「声」を奪われている）ということそのものが、当事者性を規定しているとするならば、当事者の「声」というとらえ方はパラドクスをはらむことになる。サバルタン的問題にも似たこの問題について、にもかかわらず、当事者が権利主体であると言おうとするならば、（かつてたとえばデリダが立ち向かった）「主体の声」という「現前の形而上学」に陥ることなく、主体とその「声」自体が共同的に産出されるのだと考えるべきではないだろうか。ひるがえって、自らを、声を発する主体と想像している私たち自身、かつて、やがて、そして今も、自ら語ることがないにもかかわらず（したがって「私」ではないにもかかわらず）、誰かに呼ばれその声を聞かれる存在なのである。